

要報告 (重要)

福ト協 発第 111 号

令和 8 年 3 月 18 日

会 員 各 位

(公社) 福島県トラック協会
会 長 佐 藤 信 成
(公印省略)

令和 8 年度事業所別車両台数の調査について (依頼)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福島県トラック協会会費は平等割の他に各事業所別車両台数をもとに納入
いただいておりますが、この事業所区分・車両台数の変動は運輸支局に届出される
事業計画変更届により四半期 (請求書発行時期) ごとに見直しています。

つきましては、新年度会員の暫定基礎車両台数の確認のため、福島県トラック協
会ホームページ上のお知らせ欄「令和 8 年度事業所別車両台数の調査について」、
または、右下の QR コードから下記内容をご入力の上、送信してください。

なお、車両台数は福島県トラック協会の会員として入会している営業所毎に台数
のご報告をお願い申し上げます。

本報告は、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

謹白

記

1. 調査基準日 令和 8 年 4 月 1 日 現在 (緑ナンバー)

2. 確認事項

○事業所名

○所属支部 (県北支部・県中支部・県南支部・会津支部・相双支部・いわき支部)

○所属形式 (正会員 賛助会員)

下記 QR から直接入力できます。

○業種 (一般 一般・特積 特積 条件付 特定)

○車両台数 ・普通 (最大積載量 2t 超) 台数

・けん引車 台数

・被けん引車 台数

・小型 (最大積載量 2t 以下) 台数



◎上記、普通～小型の合計台数の内、タンクローリー、

コンクリートミキサー車、給水車、ゴミ収集車、冷凍車を合わせた 台数

◎上記、普通～小型の合計台数の内、ダンプトラック 台数

協会費では、けん引車・被けん引車とも各 1 台とし、普通車として計算しています。

3. 報告期限 令和 8 年 4 月 3 日 (金)

※福島県トラック協会のホームページまたは、QR コードでの提出が難しい場合には、
上記確認事項を明記した、任意の様式を FAX にてご提出ください。

担当 総務部 二階堂

FAX 024-558-7731